

岩手県告示第538号

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示

県有林の産物売払規程（昭和40年岩手県告示第359号の2の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(搬出延期料)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(搬出延期料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>(搬出期限の延長の特例措置)</u></p> <p>第10条の2 課長等は、<u>県有林の経営上特に必要があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、売払産物の搬出期限を延長することができる。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成21年6月19日から施行する。